

令和6年9月2日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
中尾正俊
(公印省略)

令和6年台風第10号による災害により被災した要介護高齢者等への対応
および被災者に係る被保険者証の提示等について（その2）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、令和6年台風10号による災害の被災に伴い、愛知県、鹿児島県、宮崎県の一部地域に加え、新たに神奈川県、静岡県、福岡県、大分県、岐阜県の一部地域において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことから、厚生労働省より、各都道府県介護保険主管部局宛に、災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出された旨をお知らせするものです。

災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応いたしましては、介護保険施設や居宅サービス事業所等について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても所定単位数の減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

また、被保険者証および負担割合証（以下、被保険者証等）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合も考えられることから、厚生労働省より、各都道府県介護保険主管部局等に対し、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されております。

要介護認定等については、新規の要介護認定等の申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができるこことや、要介護認定等の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定等の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとする旨などが示されております。

なお、最新の災害救助法適用地域につきましては、内閣府のホームページよりご確認ください。

（該当ページ：http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・ 令和6年台風10号による災害により被災した要介護高齢者等への対応について
(令6.9.1 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
(神奈川県、静岡県、福岡県、大分県、岐阜県)
- ・ 令和6年台風10号による災害に伴う被災者に係る被保険者証の提示等について
(令6.9.1 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)
(神奈川県、静岡県、福岡県、大分県、岐阜県)

以上